解説

米国公開企業会計監視委員会 公開草案「無限定適正意見の監査報告書」及び「監査した財務諸表及び監査報告書が含まれる特定の開示書類におけるその他の記載内容に関連する監査人の責任」

CPE

Ⅰ はじめに

2013年８月13日に、米国公開企業会計監視委員会（PCAOB：Public Company Accounting Oversight Board）は、公開草案「無限定適正意見の監査報告書」（以下「無限定適正意見の監査報告書に関する公開草案」という。）及び「監査した財務諸表及び監査報告書が含まれる特定の開示書類におけるその他の記載内容に関連する監査人の責任」（以下「その他の記載内容に関する公開草案」という。）を公表し、コメントを募集している（コメント期限：2013年12月11日）[1]。

本稿では、公開草案の主な内容を紹介する。また、本稿末尾に以下の参考資料を含めており、公開草案を理解される際のご参考にしていただきたい。

- 参考１：無限定適正意見の監査報告書の記載例（公開草案「無限定適正意見の監査報告書」付録Bに掲載されているもの）
- 参考２：監査上の重要な事項の記載例（公開草案の添付資料として掲載されているもの）
- 参考３：国際監査・保証基準審議会（IAASB）とPCAOBの公開草案に含まれる主な提案の比較

なお、文中、意見に関する部分については、私見であることをあらかじめお断りさせていただく。

Ⅱ 議論の背景

米国の監査報告書は、1940年代以降ほとんど変わっていない。現行の意見表明スタイル（いわゆるpass/fail model）は、「財務諸表が適正に表示されているか否か」を明確に伝えることから、多くの者から有益との支持を得ている。しかしながら、現行の監査報告書は、監査に関する一般的で重要な情報を提供はしているものの、個々の監査業務に特有の情報は提供していない。

PCAOBは、2010年から2011年にかけて、監査報告書の変更の可能性について利害関係者に対するアウトリーチを実施した。その結果、多くの投資家が、現行の監査報告書が会社の財務諸表監査に関する特有の情報をほとんど提供していないことに不満を抱いていることが判明した。例えば、2008年に金融危機が発生する以前に監査報告モデルが変更されていれば、投資家が会社の財務諸表を評価する際の助けとなり、問題が生じる可能性に早期に警鐘を鳴らすことができたのではとの意見もあった。

PCAOBは、これらの初期のアウトリーチの結果、監査報告書の変更により、その情報価値を高め、監査報告モデルの目的適合性を強化できる可能性があると結論付け、2011年６月、「監査した財務諸表に対する報告に関連するPCAOB基準の改訂に関するコンセプト・リリース」（以下「コンセプト・リリース」という。）を公表した[2]。コンセプト・リリースには、４つの提案（①監査人による検討と分析、②強調事項パラグラフの使用の義務付けと拡大、③財務諸表外のその他の情報に対する監査人の保証、④標準監査報告書の文言の明瞭化）が記載され、今後の基準設定プロジェクトの方向性を探るためのコメントが募集された。PCAOBは、コンセプト・リリースに対して、155通のコメントレターを受領した。多くの回答者が、現行の監査報告書は、適正意見か否か以外、利用者にほとんど情報価値を提供していないことに同意し、監査報告に関する基準を改訂・強化することには広く賛同があった。しかしながら、監査報告書にどのような変更を行うべきか、また、変更に伴うコストに関する意見は様々であった。

Ⅲ 公開草案の主な内容

A　無限定適正意見の監査報告書に関する公開草案

主に、以下の変更が提案されている。

- 当年度の財務諸表監査の過程で対処された監査上の重要な事項（Critical Audit Matters）を監査報告書でコミュニケーションすること、又は、監査上の重要な事項はないと判断した場合には、監査報告書にその旨記載することを求める（以下「1　監査上の重要な事項」）
- 監査人の独立性、監査人の在任期間、及びその他の記載内容の評価に関する監査人の責任についての記述を含めることを求める（以下「2　監査上の重要な事項以外の監査報告書の要記載項目の追加」）
- 現行の監査報告書に含まれる標準文言の一部の拡充を求める（以下「3　現行の監査報告書に含まれる標準文言の一部の拡充」）

また、本公開草案の最終化に伴い、現行の監査基準AU sec. 508「財務諸表に対する報告」は、その一部を廃止するとともに、表題を「除外事項付意見（Departures from Unqualified opinions）及びその他の報告上の考慮事項」に変更することが提案されている。

なお、今回の公開草案は、現行の監査報告書のpass/fail modelを維持したものとなっている。これは、コンセプト・リリースに対するコメントの多くが、財務諸表が適正に表示されているかどうかに関する監査意見を簡潔かつ明確に伝えることができ、有益であることを理由に、pass/fail modelを維持することを支持したためである。

1　監査上の重要な事項（Critical Audit Matters）

(1)　議論の背景と監査上の重要な事項の定義

PCAOBは、コンセプト・リリースにおいて、①監査人による検討と分析、②強調事項パラグラフの使用の義務付けと拡大を提案していたが、これらの提案は今回の公開草案に含まれていない。これは主に、①に対しては、監査人の役割を、経営者が作成した情報に対する保証の提供から、財務諸表に含まれる情報に対する分析の提供に根本的に変更する結果となるのではとの懸念が寄せられたこと、また、②に対しては、強調事項パラグラフは財務諸表に既に開示されている情報に参照するにすぎず、それ以上の情報が提供されないことから支持を得なかったためである。

これらのかわりに、監査報告書において、「監査上の重要な事項」のコミュニケーションを行うことを監査人に求める提案を行っている。監査上の重要な事項とは、監査人が、財務諸表監査の過程で対処した事項であり、①監査人の最も困難な、又は主観的若しくは複雑な判断が伴ったもの、②十分かつ適切な監査証拠の入手が監査人にとって最も困難であったもの、又は③財務諸表に対する意見形成が監査人にとって最も困難であったもののことをいう。監査上の重要な事項は、１つのみとは限らず、ほとんどの監査業務において、複数存在することが想定されている。

監査上の重要な事項のコミュニケーションの目的は、監査報告書の情報価値を高め、投資家等の財務諸表利用者に対する目的適合性と有用性を向上させることである。監査上の重要な事項のコミュニケーションにより、投資家等の財務諸表利用者は、監査人が困難と考えた財務諸表の特定の側面に注目することができる。経営者は、監査人と定期的にコミュニケーションを行っているため、監査における最も困難な領域がどこであるか認識していることが通常であるが、投資家等の財務諸表利用者はそれを知り得ない。これらの情報が提供されれば、利用者は関連する財務諸表項目や開示をより慎重に分析することができるかもしれない。また、監査人が、監査上の重要な事項に注意を向け、コミュニケーションを行うことで、監査人、経営者及び監査委員会が、監査報告書の草案に記載された監査上の重要な事項への注意を高める結果、当該監査上の重要な事項を生じさせた領域に関連する、財務諸表上の開示の向上がもたらされる可能性がある。

なお、監査上の重要な事項のコミュニケーションは、監査人が監査の過程で実施した監査手続から入手した情報に基づき行われるものである。したがって、公開草案は、財務諸表監査の目的を変更することを意図するものではなく、監査上の重要な事項の決定、コミュニケーション、監査調書への記述のほか、監査人に対し新たな監査手続の実施を求めるものではない。また、監査上の重要な事項のコミュニケーションは、除外事項付意見を表明することの代替とはならない。

(2)　監査上の重要な事項の決定

監査上の重要な事項は、通常、その重要性から、①監査結果メモラン

ダムへの記載、②審査担当者との協議、③監査委員会へのコミュニケーションが要求される事項、又は④①から③の複数に該当するものとされている。ただし、①から③のいずれかが要求される事項のすべてが、監査上の重要な事項であることは想定されていない。また、公開草案では、監査上の重要な事項の決定の際に考慮が求められる要因として、以下を列挙している。

a. 当該事項に対処するための監査手続の決定若しくはその実施、又は手続を実施した結果を評価する際に伴う主観性の程度

b. 当該事項の対処の際に求められる監査作業（audit effort）の性質や程度

c. 当該事項に関連して入手可能な、適合性と証明力のある証拠の性質及び量、並びに当該証拠の入手の際に伴う困難さの程度

d. 存在する場合、当該事項に関連して識別された内部統制の不備の程度

e. 当該事項に対処するための監査手続の実施の結果、監査人のリスク評価が変更された程度（当初識別されていなかったリスクの識別や、計画した監査手続の変更が求められる場合を含む）

f. 存在する場合、当該事項に関連する、修正済みの虚偽表示及び集計された未修正の虚偽表示の定量的又は定性的な内容及び重要性

g. 該当する場合、当該事項に対処するための監査手続の適用又は当該手続の結果の評価に必要な専門知識の程度

h. 該当する場合、当該事項に関して監査チーム外の者に対して実施した専門的な見解の問合せの内容

⑶ 監査報告書におけるコミュニケーション

「監査上の重要な事項」区分を設け、監査上の重要な事項のそれぞれについて、以下の3点を記載することが求められている。

a. 監査上の重要な事項の内容

監査上の重要な事項の定義を満たすと監査人が判断した事項について、内容を記載する。

b. 監査上の重要な事項であるとの判断に監査人が至る際の考慮事項（consideration）

当該記述は、監査上の重要な事項の決定の際に考慮が求められる要因（上記⑵）や、当該監査業務に特有のその他の要因がベースとなるかもしれない。なお、公開草案は、監査上の重要な事項に関連する監査手続を記述することは要求していない。ただし、監査手続を記述することが禁止されているわけではない。

c. 該当する場合、監査上の重要な事項に関連する財務諸表項目及び開示への参照

監査は会社の財務諸表に対するものであるため、監査人は、ほとんどの場合において、関連する財務諸表項目や開示に参照することができるであろう。監査上の重要な事項が、財務諸表に対して広範な影響を有する場合（例えば、全社的な内部統制の不備が識別された場合や、関連する財務諸表項目や開示が存在しない場合）、監査人は、全体としての財務諸表監査への影響を記載することになる。

また、監査上の重要な事項はないと判断した場合には、「監査上の重要な事項」区分において、監査上の重要な事項はないと判断した旨を記載することが求められている。

⑷ 監査調書

公開草案は、監査人に対し、PCAOB監査基準第3号「監査調書」に従って、監査上の重要な事項の決定について監査調書に記載することを求めている。監査基準第3号は、監査調書は、その目的、情報源、及び到達した結論に関して明確に理解できるように十分詳細に作成されなければならないと規定している。さらに、公開草案は、監査上の重要な事項の決定に関して到達した結論を明確に理解できるよう十分詳細であるためには、経験豊富な監査人が、以前に当該監査に関与していなくても、以下に関する監査人の判断を理解できるような十分な情報が、監査調書に含まれていなければならないと規定している。

(a) 監査報告書上で報告したそれぞれの事項が監査上の重要な事項であること

(b) 監査報告書上で報告していない事項で、監査上の重要な事項の定義を満たすと思われるものについてはそうではないこと

ただし、⑴監査結果メモランダムへの記載、⑵審査担当者との協議、又は⑶監査委員会へのコミュニケーションが要求されるすべての事項について、監査上の重要な事項と判断しなかった理由を説明することが監査人に求められているわけではない。これらのそれぞれの事項についての説明を記載することは、不要な監査調書の増加につながるとPCAOBは認識しており、よって、公開草案では、監査上の重要な事項としてコミュニケーションした事項、又は定義を満たすと考えられるものの監査上の重要な事項としてコミュニケーショ

ンしなかったもののみ、監査人に説明が求められている。

この要求事項は、監査上の重要な事項の定義を満たすすべての事項が監査報告書でコミュニケーションされているかどうか、監査人に慎重な考慮を促すとともに、経営者からのプレッシャーにより、監査上の重要な事項が監査報告書でコミュニケーションされなくなることを防止するという間接的な効果も目的としている。

⑸　提案に関連するその他の考慮事項：開示が求められていない情報を監査人が開示する結果となる可能性とそれによる影響について

監査報告書への記載が求められる、監査上の重要な事項であるとの判断に監査人が至る際の考慮事項の記述には、現行の監査基準又は適用される財務報告の枠組みの要求事項で求められていない、監査又は財務諸表に関する情報が含まれる可能性がある。例えば、公開草案に基づき、監査人は、監査人の最も困難な、又は主観的若しくは複雑な判断が伴ったことを理由に、特定の事項を監査上の重要な事項であると判断したが、現行の監査基準や適用される財務報告の枠組みでは、当該事項に関する開示が求められていない場合がある。このような状況の例示として、①財務報告に対する内部統制の不備だが、重大な欠陥（material weakness）とは判断されておらず、経営者や監査人に開示が求められない場合、②企業の継続企業の前提の評価の際に監査人の困難な判断が伴ったが、監査人は、最終的に重要な疑義は存在しないと結論付けており、したがって、報告が求められていない場合、③監査証拠の入手に大きな困難が伴った重要な偶発事象だが、最終的に、経営者及び監査人が、現行の財務報告基準に基づく開示は不要と判断した場合が挙げられる。

PCAOBは、公開草案において、監査人が監査上の重要な事項としてコミュニケーションする情報を制限していない。この点、現行の監査基準及び財務報告基準で開示が求められていない情報を、監査人が、監査上の重要な事項として監査報告書で投資家にコミュニケーションする結果、生じる可能性のある問題点について、コメントを募集している。

2　監査上の重要な事項以外の監査報告書の要記載項目の追加

⑴　監査人の独立性

監査報告書に、「監査人はPCAOBに登録している公開会計事務所であり、米国証券法、並びにSEC及びPCAOBの関連する規則及び法令に従って、会社から独立していることが求められる」旨を記述することが要求されている。

⑵　監査人の在任期間に関する記述

監査報告書に、監査事務所が企業の監査人として在任している年数を記載することが要求されている。

PCAOBは、今回の公開草案の策定に当たって、監査品質と監査人の在任期間の間の関係について一定の結論に至ったわけではない。また、PCAOBの検査プロセスは、監査品質と監査人の在任期間の間の関係を決定できるようにデザインされているわけでもない。一方で、投資家等の財務諸表利用者は、監査品質にどのような影響を有するかにかかわらず、監査人の在任期間に関する情報に強い関心を有していることが判明している。PCAOBは、公衆の関心を踏まえて、監査報告書に、監査人の在任期間に関する記述を含めることを提案している。

⑶　その他の記載内容の評価に関する監査人の責任

監査した財務諸表と監査報告書が含まれ、1934年証券取引所法に基づきSECに提出される年次報告書にその他の記載内容が含まれる場合、その他の記載内容に関する公開草案に従って、監査報告書に「その他の記載内容に関する監査人の責任」区分を設け、以下の記述を含めることが求められている。

a.　監査人は、PCAOB監査基準に従って、財務諸表（及び該当する場合、財務報告に対する内部統制）の監査に加え、その他の記載内容に重要な相違、事実の重要な虚偽記載又はその双方が含まれていないかどうか評価することが求められる旨

b.　その他の記載内容、監査した財務諸表及び監査報告書が含まれる年次報告書の名称（SEC証券取引所法の様式の名称及び会計年度を記載する）

c.　その他の記載内容に関する監査人の評価は、監査の過程で入手した関連する監査証拠や結論に基づいている旨

d.　監査人は、その他の記載内容を監査しておらず、その他の記載内容に対する意見を表明しない旨

e.　以下のいずれかの記述

(i)　その他の記載内容の重要な相違及び事実の重要な虚偽記載を識別しなかった旨

(ii)　その他の記載内容の重要な相違、事実の重要な虚偽記載又はその双方を識別したが、それらが適切に修正されていない旨（その内容を含む）

3　現行の監査報告書に含まれる標準文言の一部の拡充

上記のほか、現行の監査報告書に含まれる標準文言の一部を、以下のように変更することを提案している。

- 宛先の記載を要求し、宛先として、会社の投資家（例えば、株主）と取締役会及びその同等機関の双方の記載を求める。
- 財務諸表の名称の記述において、注記及び該当する場合、付属明細表に参照することを求める。
- 「PCAOBの基準は、財務諸表に誤謬又は不正による重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、監査を計画し実施することを求めている」旨の記述を含めることを要求する。現行の監査基準（AU sec. 508）は、財務諸表監査における不正に関する監査人の責任についての記述を監査報告書に含めることを要求していない。ただし、当該記述は、財務諸表監査における不正に関する監査人の現行の責任を変更するものではない。
- 監査についての説明として、現行の監査基準で要求されている記述に加え、「監査には、誤謬又は不正による財務諸表の重要な虚偽表示リスクを評価し、識別したリスクに対応する手続を実施することが含まれる」旨の記述を要求する。

B　その他の記載内容に関する公開草案

2011年７月公表のコンセプト・リリースには、財務諸表外の情報（例えば、経営者による検討と分析（MD&A：Management's Discussion and Analysis）、非GAAP情報（non-GAAP information）、決算発表（earnings releases））に対して監査人が保証を提供するという提案が含まれていたが、投資家からの賛同は少なかった。これは、これらの情報に対して監査人が保証を提供することに投資家は便益をあまり見出しておらず、情報ニーズに合致しないことが理由であった。一方、一部の者から、その他の記載内容に対する現行の監査人の責任と監査人の結論について、監査報告書に記載することには賛同するとの意見があった。

PCAOBは、本公開草案の最終化に伴い、現行の監査基準AU sec. 550「監査した財務諸表が含まれるその他の記載内容」は廃止することを提案している。

1　その他の記載内容の定義と公開草案の適用範囲

その他の記載内容は、「監査した財務諸表及び監査報告書が含まれ、1934年証券取引所法に基づきSECに提出される年次報告書に含まれる、監査した財務諸表及び監査報告書以外の情報」と定義されている。したがって、株主に提出されるが、SECに提出されない年次報告書に対しては、公開草案は適用されない。また、電子媒体又は紙媒体によりSECに提出された年次報告書のみが公開草案の適用対象である。したがって、監査人は、例えば、会社のウェブサイトやソーシャルメディアに掲載される年次報告書に含まれる情報の評価は求められない。

SECに提出される年次報告書に参照方式によって組み込まれる情報に関しては、監査報告書の発行日の前に入手可能な情報であれば、その他の記載内容の定義に含まれる。監査報告書の発行日の前に入手可能でない情報は、様式10-Kによる年次報告書において、会計年度終了日から120日以内に提出される最終委任状勧誘書類への参照により組み込まれている場合を除いて、その他の記載内容の定義に含まれない。

また、以下の情報は、該当する他の監査基準が存在しそれが適用となるため、本公開草案は適用とならない。

- 2011年７月にPCAOBが公表した公開草案「監査した財務諸表に付随する補足的な情報の監査」が適用となる補足的な情報[3]
- AU sec. 558「要求される補足的な情報」が適用となる要求される補足的な情報[4]
- 内部統制監査の対象となる、財務報告に対する内部統制に関する経営者のアサーション

2　その他の記載内容の評価

監査人は、その他の記載内容に、重要な相違や事実の重要な虚偽記載が含まれていないか評価することが求められている。この際、その他の記載内容を通読するとともに、監査の過程で入手した監査証拠と到達した結論に基づき、以下の評価を実施することが求められている。

a.　その他の記載内容に含まれる金額で、財務諸表の金額と同じ又はその細目を示すことが想定されているものに関しては、財務諸表の金額及び関連する監査証拠との整合性を評価する。

b.　その他の記載内容に含まれる定性的な記述で、財務諸表に含まれる情報又はその細目を示すことが想定されているものに関しては、財務諸表及び関連する監査証拠との整合性を評価する。

c.　財務諸表と直接関連しないその

他の情報については、監査の過程で入手した関連する監査証拠及び到達した結論と比較して評価する。

d.　その他の記載内容、財務諸表、又は関連する監査証拠の金額を使用して計算され、その他の記載内容に含まれる金額に関しては、金額を再計算して数値の正確性を評価する。

上記の評価は、監査人が監査の過程で既に入手している情報や監査証拠を使用して行われるものであり、追加の監査証拠を入手するために監査手続を実施することが監査人に求められているわけではない。例えば、d.に関しては、計算式が年次報告書に記載されている、一般に理解されている、又は計算式を使わずに金額を再計算できる場合に実施され、また、計算式の適切性を評価することは求められない。ただし、上記の評価に基づき、その他の記載内容に重要な相違又は事実の重要な虚偽記載の可能性を識別した場合、監査人は、米国証券法に基づく重要性の定義及び合衆国最高裁判所によるその解釈[5]に基づき、重要性を判断することになる。当該定義は、米国証券法に基づきコーポレート・レポーティングに適用されるものとして確立されているものであり、PCAOBは、その他の記載内容の評価の際にも、これを使用するのが適切だと考えている。当該定義は、監査の過程で発見した未修正の虚偽表示の重要性を評価する際に監査人が使用するものであり、監査人は、これを熟知しているべきである。

3　重要な相違、事実の重要な虚偽記載の可能性を識別した場合の対応

監査人は、実施した評価に基づき、重要な相違や事実の重要な虚偽記載の可能性を識別した場合、当該事項について経営者と討議し、また、重要な相違又は事実の重要な虚偽記載であるかどうか判断するため、必要に応じて、追加的な手続を実施することが求められる。追加的な手続には、例えば、追加の書類を依頼すること、監査チーム外に専門的な見解の問合せを実施することが含まれるかもしれない。

4　監査報告書におけるコミュニケーション

26頁A 2 (3)に記載したように、監査報告書において、その他の記載内容の評価に関する監査人の責任及び評価の結果についてコミュニケーションすることが求められている。

C　今後のスケジュール

PCAOBは、2014年に公開ラウンド・テーブルを開催し、公開草案の内容や受領したコメントについて議論する予定であることを発表している。また、最終版の基準の発効日は、2015年12月15日以降開始事業年度の財務諸表監査から適用することを予定しており、当該発効日の適切性に関してもコメントを募集している。

Ⅳ　おわりに

監査報告の改訂に関する議論は、現在、世界中で行われている。例えば、IAASBは、2013年７月に監査報告書の改訂に関する公開草案を公表している[6]。両者の提案を比較すると、PCAOBの公開草案における「監査上の重要な事項（Critical Audit Matters）」の提案は、IAASBの公開草案における「監査上の主要な事項（Key Audit Matters）」の提案と類似している等、興味深い点も多い。両者の主な提案を筆者が簡便的に比較した表を32頁参考３に掲載したので、公開草案を理解される際のご参考にしていただきたい。また、2011年11月には、欧州委員会（EC）が社会的影響度の高い事業体の法定監査に関する規則案を公表し、監査報告書の記載内容を大幅に拡充する提案をしている[7]。さらに、英国では、財務報告評議会（FRC）が、2013年６月に改訂版のISA700（英国及びアイルランド）を公表し、英国コーポレート・ガバナンス・コードが適用される会社[8]及びそれを任意で適用する会社の財務諸表監査の場合、監査報告書において、重要な虚偽表示リスク、重要性の基準値及び監査の範囲に関する情報を記載することを要求しており、改訂版の基準は2012年10月１日以降開始事業年度より発効済みとなっている。

IAASBに続き、PCAOBが公開草案を公表したことで、監査報告に関する議論は、いよいよ具体性を帯びてきたといえる。今後、日本においても検討されることになると思われ、引き続き注視が必要であろう。

【参考１：無限定適正意見の監査報告書の記載例】

（注）　以下は、PCAOB公開草案「無限定適正意見の監査報告書」の付録Bに含まれる監査報告書の記載例である。下線は、現行の監査報告書からの変更点を示している。

独立登録会計事務所の報告書

X社　株主及び取締役会　御中

［序　説］

私たちは、添付のX社（以下「会社」という。）の20X2年及び20X1年12月31日現在の貸借対照表、関連する20X2年12月31日をもって終了した３年間の各年度の損益計算書、株主持分計算書及びキャッシュ・フロー計算書、並びに関連する注記（以下「財務諸表」という。）について監査を行った。これらの財務諸表の作成責任は会社の経営者にある。

私たちは、米国公開企業会計監視委員会（PCAOB）に登録している公開会計事務所であり、米国証券法、並びに証券取引委員会（SEC）及びPCAOBの関連する規則及び法令に従って、会社から独立していることが求められる。私たち及び私たちの前身の監査事務所は、XXXX年以降、会社の監査人となっている。

［意見の基礎］

私たちの責任は、実施した監査に基づいて、会社の財務諸表に対する監査意見を表明することである。私たちはPCAOBの基準に準拠して監査を行った。これらの基準は、財務諸表に誤謬又は不正による重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、監査を計画し実施することを求めている。

私たちの監査には、誤謬又は不正による財務諸表の重要な虚偽表示リスクを評価し、識別したリスクに対応する手続を実施することが含まれる。これらの手続には、財務諸表の金額及び開示に関する~~の基礎となった~~適切な証拠を試査により検証することが含まれる。私たちの監査はまた、経営者が採用した会計原則及び経営者により行われた重要な見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。私たちは、監査の結果として、意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

［財務諸表に対する意見］

私たちは、上記の財務諸表が、［適用される財務報告の枠組みの名称］~~米国で一般に公正妥当と認められる会計原則~~に準拠して、会社の20X2年及び20X1年12月31日現在の財政状態並びに20X2年12月31日をもって終了した３年間の各年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査上の重要な事項

PCAOBの基準は、監査報告書において、当年度の財務諸表監査に関連する監査上の重要な事項をコミュニケーションする、又は、監査上の重要な事項はなかったと判断した旨を記載することを監査人に求めている。監査上の重要な事項とは、監査人が監査の過程で対処した事項であり、⑴監査人の最も困難な、又は主観的若しくは複雑な判断が伴ったもの、⑵十分かつ適切な監査証拠の入手が監査人にとって最も困難であったもの、又は⑶財務諸表に対する意見形成が監査人にとって最も困難であったもののことをいう。以下でコミュニケーションする監査上の重要な事項は、財務諸表全体に対する私たちの意見にいかなる影響も及ぼさない。

［監査上の重要な事項を記載する］

その他の記載内容に関する監査人の責任

私たちは、PCAOBの基準に準拠して会社の財務諸表を監査することに加え、20X2年12月31日終了事業年度の財務諸表と当該財務諸表に対する私たちの監査報告書が含まれ、SECに提出される［SEC証券取引所法の様式の名称］における年次報告書に含まれるその他の記載内容に、財務諸表との重要な相違、事実の重要な虚偽記載、又はその双方が含まれるかどうか評価した。私たちの評価は、監査の過程で入手した監査証拠及び到達した結論に基づいている。私たちは、その他の記載内容を監査しておらず、その他の記載内容に対して意見を表明しない。私たちは、その他の記載内容に重要な相違又

は事実の重要な虚偽記載を識別しなかった。

［署名］
［市及び州又は国名］
［日付］

【参考２：監査上の重要な事項の記載例】

（注）　以下は、PCAOB 公開草案「無限定適正意見の監査報告書」の添付資料５「監査報告に関する公開草案に関連する追加の議論」の付録に含まれる、監査上の重要な事項の記載例である。原文には、下記に示した監査上の重要な事項の記載例に加え、それぞれ、①背景情報、②会社が行った財務諸表注記の関連する部分の抜粋、③監査人が監査上の重要な事項と判断する際に考慮した事項の説明が記載されている。

Ａ．返品調整引当金

監査上の重要な事項[9]

PCAOBの基準は、監査報告書において、当年度の財務諸表監査に関連する監査上の重要な事項をコミュニケーションする、又は、監査上の重要な事項はなかったと判断した旨を記載することを監査人に求めている。監査上の重要な事項とは、監査人が監査の過程で対処した事項であり、⑴監査人の最も困難な、又は主観的若しくは複雑な判断が伴ったもの、⑵十分かつ適切な監査証拠の入手が監査人にとって最も困難であったもの、又は⑶財務諸表に対する意見形成が監査人にとって最も困難であったもののことをいう。以下でコミュニケーションする監査上の重要な事項は、財務諸表全体に対する私たちの意見にいかなる影響も及ぼさない。

私たちは、会社の返品調整引当金に対する評価が、2013年１月31日終了事業年度の会社の財務諸表の監査における監査上の重要な事項であると判断した。会社は、新規に、インターネットによる販路を開拓した。この新規の販路からの返品は、より確立された、販売店を通じた売上において経験しているものと比べて、大幅に異なるものとなり得る。また、会社は同時期に、返品方針を変更し返品期間を延長した。これらの変更を返品調整引当金の見積りに反映するため、会社は、異なる仮定を使用した新しいモデルを開発した。返品調整引当金は、収益計上における重要な要素である。新しい仮定に関しては過去の経験がないため、返品調整引当金は見積りの不確実性が高い。

このように、会社の販路及び売上返品方針に変更があったため、会社の返品調整引当金の監査においては、⑴売上返品を合理的に見積もるための十分な基礎を会社が有するかどうかの評価に私たちの困難かつ主観的な判断が伴い、また、⑵返品調整引当金に対する経営者の調整を裏付ける十分かつ適切な監査証拠の入手は困難であった。私たちは、⑴将来の売上返品を見積もるために経営者が使用した仮定の基礎となるデータを検証するための監査手続の立案と実施、及び⑵これらの手続の結果の評価について、会社の返品方針及び実務の変更、並びに顧客行動に影響する経済及び購買傾向の変化が、将来の売上返品の見積りに及ぼす影響についての経営者の判断の合理性の評価を含め、本部（national office）に専門的な見解の問合せを実施した。売上返品に対する会社の会計方針は、財務諸表の注記１に記載されている。

Ｂ．繰延税金資産の評価性引当金

監査上の重要な事項[10]

PCAOBの基準は、監査報告書において、当年度の財務諸表監査に関連する監査上の重要な事項をコミュニケーションする、又は、監査上の重要な事項はなかったと判断した旨を記載することを監査人に求めている。監査上の重要な事項とは、監査人が監査の過程で対処した事項であり、⑴監査人の最も困難な、又は主観的若しくは複雑な判断が伴ったもの、⑵十分かつ適切な監査証拠の入手が監査人にとって最も困難であったもの、又は⑶財務諸表に対する意見形

成が監査人にとって最も困難であったもののことをいう。以下でコミュニケーションする監査上の重要な事項は、財務諸表全体に対する私たちの意見にいかなる影響も及ぼさない。

私たちは、会社が行った繰延税金資産の回収可能性の評価に対する私たちの評価が、2013年6月30日終了事業年度の会社の財務諸表の監査における監査上の重要な事項であると判断した。この判断に到達する際に私たちが考慮した事項には以下が含まれる。

- 繰延税金資産の回収可能性に関する肯定的な証拠と否定的な証拠の比較検討（将来の課税所得の見積りを含む）には、会社の重要な判断が伴うこと。
- 会社の第一世代製品の競争は激化しており、会社の収益成長、販売価格及び収益性は減少している。さらに、会社は、製品の重要な部品の予期せぬコスト増に直面しており、コストが過去の水準に戻ることはないと想定している。
- 会社の利益性の回復は、将来における次世代製品の販売に依存している。
- 会社は、次世代製品の開発及びマーケティング費用の増加に直面している。

これらの結果、会社が行った繰延税金資産の回収可能性の評価に対する私たちの評価においては、⑴肯定的な証拠と否定的な証拠の比較検討における経営者の判断が適切かどうかの評価に際し、監査人の主観的な判断が伴い、⑵将来の課税所得を見積もる際に経営者が使用したデータを検証するための監査手続の立案に、監査人の困難な判断が伴い、⑶客観的な証拠がないため、将来の課税所得の時期と金額に関する経営者の見積りを裏付ける十分かつ適切な監査証拠の入手に困難が伴い、また、⑷繰延税金資産の評価性引当金の認識に関する会社の判断は全体としての財務諸表にとって重要であるため、財務諸表に対する意見の形成に困難が伴った。

私たちは、⑴米国GAAPへの準拠性、⑵経営者の予測を検証するための監査手続の立案と実施、及び⑶当該手続の結果の評価について、会社が属する産業における将来のトレンドに関する独立した評価やアナリスト・レポート及び主要な同業他社の関連する動向について公表されている情報に照らした、経営者の判断及び予測の合理性に対する評価を含め、監査チーム外の者からの専門的な見解の問合せを実施した。繰延税金資産及びその回収可能性の評価に関する会社の会計方針は、財務諸表の注記2及び注記12に記載されている。

C．金融商品の公正価値

監査上の重要な事項[11]

PCAOBの基準は、監査報告書において、当年度の財務諸表監査に関連する監査上の重要な事項をコミュニケーションする、又は、監査上の重要な事項はなかったと判断した旨を記載することを監査人に求めている。監査上の重要な事項とは、監査人が監査の過程で対処した事項であり、⑴監査人の最も困難な、又は主観的若しくは複雑な判断が伴ったもの、⑵十分かつ適切な監査証拠の入手が監査人にとって最も困難であったもの、又は⑶財務諸表に対する意見形成が監査人にとって最も困難であったもののことをいう。以下でコミュニケーションする監査上の重要な事項は、財務諸表全体に対する私たちの意見にいかなる影響も及ぼさない。

会社の投資ポートフォリオの約35％は、民間発行（private label）の不動産担保証券及び債務担保証券で構成されている。2012年12月31日終了事業年度の会社の財務諸表の監査における、これらの金融商品の公正価値に対する私たちの監査には、困難かつ複雑な監査人の判断が伴った。これは、当該金融商品が、⑴頻繁に取引されておらず、また、⑵観察不能なインプットに基づく自社開発の評価モデルを使用して評価されており、様々な測定上の不確実性を伴っているためである。これらの金融商品に対する私たちの監査作業には、監査チームの上級メンバーの広範な関与や第三者である評価の専門家の関与を含め、大きな労力を要した。さらに、自社開発の評価モデルを使用した公正価値の見積りに関する内部統制システムにおいて、重要な欠陥よりは重要度の低い、内部統制の不備が識別されたため、計画した監査手続を拡大する必要が生じた。特に、価格評価委員会の内部統制に関して、内部統制の不備が識別された。私たちの監査手続の結果、複数の虚偽表示が識別され、これらは会社によって修正された。これらの金融商品の性質や公正価値、及び会社が公正価値の決定に使用した方法に関連する開示は、財務諸表の注記6に記載されている。

【参考３：IAASBとPCAOBの公開草案に含まれる主な提案の比較】

（注）　以下の表は、IAASBが2013年７月に公表した監査報告書の改訂に関する公開草案と、PCAOBの公開草案「無限定適正意見の監査報告書」の主な点を著者が簡易的に比較したものである。

項　目	IAASBの提案	PCAOBの提案
監査上の主要な事項（IAASB）／監査上の重要な事項（PCAOB）に関する提案		
定　義	【監査上の主要な事項（Key Audit Matters)】 監査人の職業的専門家としての判断において、当年度の財務諸表監査で最も重要な事項。監査人が統治責任者にコミュニケーションを行った事項から選択される。	【監査上の重要な事項（Critical Audit Matters)】 監査人が、財務諸表監査の過程で対処した事項であり、⑴監査人の最も困難な、又は主観的若しくは複雑な判断が伴ったもの、⑵十分かつ適切な監査証拠の入手が監査人にとって最も困難であったもの、又は⑶財務諸表に対する意見形成が監査人にとって最も困難であったもの
決定のためのクライテリア	以下の事項を含め、監査の実施において特に注意を払った領域について考慮することが要求されている。 a.　特別な検討を必要とするリスクが識別された領域又は監査人の重要な判断を伴う領域 b.　監査において、十分かつ適切な監査証拠の入手を含め、重要な困難に直面した領域 c.　内部統制の重要な不備が識別されたことによるものを含め、監査について計画したアプローチの重要な変更が必要となった状況 また、上記に加え、適用指針において追加のガイダンスが示されている。	監査上の重要な事項は、通常、その重要性から、⑴監査結果メモランダムへの記載、⑵審査担当者との協議、⑶監査委員会へのコミュニケーションが要求される事項、又は⑷⑴から⑶の複数に該当するものとされ、決定の際に考慮が求められる要因として８項目が列挙されている（24頁ⅢＡ１「⑵　監査上の重要な事項の決定」を参照)。
監査報告書でのコミュニケーション	以下の２点の記載が要求されている。 a.　監査人が当該事項を監査で最も重要な事項の１つであると考えた理由の説明、及び、当該説明において必要と監査人が判断した場合には、当該事項の監査への影響の説明 b.　該当がある場合には、財務諸表の関連する開示への参照	以下の２点の記載が要求されている。 a.　監査上の重要な事項であるとの判断に監査人が至る際の考慮事項 b.　該当する場合、監査上の重要な事項に関連する財務諸表項目及び開示への参照
監査調書	ISA230「監査調書」に従って、監査上の主要な事項としてコミュニケーションする予定の事項、及びその決定の際になされた職業専門家としての重要な判断を文書化することが要求されている。	PCAOB 監査基準第３号「監査調書」に従って、監査上の重要な事項の決定について監査調書に記載することが要求され、監査上の重要な事項の決定に関して到達した結論を明確に理解できるよう十分詳細であるため、経験豊富な監査人が、以前に当該監査に関与していなくても以下に関する監査人の判断を理解できるような十分な情報が監査調書に含まれていなければならないとされている。 ⑴　監査報告書上で報告したそれぞれの事項が監査上の重要な事項であること ⑵　監査報告書上で報告していない事項で監査上の重要な事項の定義を満たすと思われるものについてはそうではないこと
監査上の主要な事項／監査上の重要な事項はないと判断した場合	報告するべき監査上の主要な事項はないと判断した旨を監査報告書に記載することが要求されている。 適用指針において、限定的な状況を除き、上場企業の財務諸表の監査人が監査上の主要な事項はないと判断することは稀である旨が説明されている。	監査上の重要な事項はないと判断した旨を監査報告書に記載することが要求されている。 要求事項の脚注において、監査人は、大部分の監査において、監査上の重要な事項があると判断することが想定されている旨が説明されている。
無限定意見の場合以外の取扱い	意見不表明の場合には、監査上の主要な事項の記載が禁止されている。	否定的意見及び意見不表明の場合には、監査上の重要な事項の記載は求められていない。

項　目	IAASBの提案	PCAOBの提案
比較財務情報の取扱い	監査上の主要な事項は、当年度の財務諸表監査で最も重要な事項と定義され、比較財務情報が表示されていたとしても、表示されているすべての年度に関する監査上の主要な事項についての記載は要求されていない。	当年度の財務諸表監査における監査上の重要な事項のコミュニケーションが要求されており、財務諸表に表示されたすべての期間に関する監査上の重要な事項のコミュニケーションは要求されていない。 ただし、IPO等、過年度の財務諸表が初めて公表される場合、又は過年度の財務諸表の訂正に伴い過年度の監査報告書を発行する場合には、過年度に関する監査上の重要な事項をコミュニケーションするか検討することが求められている。
強調事項区分やその他の事項区分／説明区分との関係	現行のISA706「独立監査人の監査報告書における強調事項区分とその他の事項区分」の強調事項区分及びその他の事項区分が維持されている。 監査上の主要な事項と判断した事項を、強調事項区分やその他の事項区分に記載することは禁止されている。	現行のAU sec. 508の説明区分（Explanatory Paragraph）が維持されている。 公開草案の添付資料において、説明区分に記載される事項と同じものが監査上の重要な事項に記載される場合、監査人は必要に応じて参照を設けることがある旨が示されている。
その他の提案		
継続企業	現行のISA570「継続企業」に基づく作業の結果として、以下についての監査人の結論の記載が要求されている。 a.　財務諸表監査において、経営者が継続企業の会計ベース（going concern basis of accounting）に基づき企業の財務諸表を作成していることが適切であると判断したかどうか b.　財務諸表監査に基づき、企業の継続企業の前提に関する重要な不確実性を識別したかどうか	継続企業に関する記述の提案は含まれていない[12]。
その他の記載内容	ISA720の改訂プロジェクトにおいて検討される予定[13]。以下の記述を要求することを検討中。 a.　その他の記載内容に対する監査人の責任の記述 b.　監査報告書日時点で入手可能であり、監査人の責任の対象となるその他の記載内容が含まれる書類の名称 c.　その他の記載内容に対する監査人の作業の結果についての記述 d.　監査人は、その他の記載内容を監査又はレビューしておらず、したがって、その他の記載内容に対して監査意見やレビューの結論を表明するものではない旨	その他の記載内容に関する公開草案に従って、以下の記述を含めることが要求されている。 a.　その他の記載内容に対する監査人の責任についての記述 b.　その他の記載内容、監査した財務諸表及び監査報告書が含まれる年次報告書の名称 c.　監査人は、その他の記載内容を監査しておらず、その他の記載内容に対する意見を表明しない旨 d.　その他の記載内容の重要な相違及び事実の重要な虚偽記載を識別したかどうか
職業倫理に関する規定	監査人が企業から独立している旨、職業倫理に関する責任を果たした旨を記載すること、記述において、規定のソースを記載することが要求されている。	監査人はPCAOBに登録している公開会計事務所であり、米国証券法、並びにSEC及びPCAOBの関連する規則及び法令に従って、会社から独立していることが求められる旨の記述が要求されている。
監査人の在任期間	監査人の在任期間に関する提案は含まれていない。	監査事務所が企業の監査人として在任している年数を記載することが要求されている。
監査責任者の名前	原則として、上場企業の財務諸表監査において監査責任者の名前を開示することが要求されている。	本公開草案においては含まれていないが、2011年10月に公表された公開草案「監査の透明性の向上：PCAOB監査基準及び様式２の改訂の提案」において、監査報告書において監査責任者の名前の開示を要求することを提案している。
各項目の記載順序	IAASBが望ましいと考えられるものを記載例で示すものの、特定の順序に従うことは要求していない。	監査上の重要な事項区分は監査意見と説明区分の後に記載することが規定されている。それ以外の基本的な要記載項目に関しては、特定の順序に従うことは要求していない。

〈注〉

1　公開草案の原文は、PCAOBウェブサイトにて入手できる。
http://pcaobus.org/Rules/Rulemaking/Pages/Docket034.aspx

2　『会計・監査ジャーナル』2011年9月号「米国公開企業会計監視委員会『監査した財務諸表に対する報告に関連するPCAOB基準の改訂に関するコンセプト・リリース』」参照。

3　監査人が、監査した財務諸表に付随する補足的な情報を監査し報告する契約を締結した場合の監査人の責任について取り扱っている。当該公開草案の最終化に伴い、現行のAU sec. 551「監査人が提出する書類に含まれる基本財務諸表に付随する情報に対する報告」は廃止することが提案されている。

4　要求される補足的な情報（米国財務会計基準審議会（FASB）等の指定会計基準設定主体が、企業の基本財務諸表に付随させることを要求している情報）に対する監査人の責任について取り扱っている。

5　米国最高裁判所は、判例において、「特定の事実により、入手可能な情報の全体（total mix）が大幅に（significantly）変更されていると、合理的な投資家が考える可能性が十分にある（substantial likelihood）場合、当該事実は重要である」とし、また、重要性の判断には、「所与の一組の事実から、『合理的な株主』が導き出す推測と、当該推測の株主にとっての重要性を、慎重に評価すること」が求められるとしている。

6　『会計・監査ジャーナル』2013年10月号「国際監査・保証基準審議会（IAASB）における最近の取組み：監査報告書の改訂に関する公開草案について」（関口智和氏）参照。

7　『会計・監査ジャーナル』2012年3月号「欧州委員会　社会的影響度の高い事業体の法定監査に関する規則案について」参照。

8　ロンドン証券市場に上場しており、かつpremium listingを選択している会社が含まれる。

9　PCAOB Release No. 2013-005 Appendix 5. Exhibit. A. 4 より

10　PCAOB Release No. 2013-005 Appendix 5. Exhibit. B. 4 より

11　PCAOB Release No. 2013-005 Appendix 5. Exhibit. C. 4 より

12　プロジェクト計画表（2013年6月30日付け）によれば、PCAOBは、2013年7月から2013年12月の間に、継続企業に関する公開草案を公表する予定であるが、公表の時期は、米国財務会計基準審議会（FASB）が行っている関連するプロジェクトの動向により変更が見込まれるとしている。FASBは、2013年6月、公開草案「財務諸表の表示（Topic 205）：企業の継続企業の前提に関する不確実性の開示」を公表している。

13　IAASBは、2012年11月に公開草案ISA720（改訂）「監査した財務諸表及びそれに対する監査報告書が含まれる、又は、それと一緒に発行される開示書類におけるその他の記載内容に関連する監査人の責任」を公表している。公開草案の詳細は、『会計・監査ジャーナル』2013年1月号「IAASB会議報告（第48回会議）ニューヨーク会議）」（関口智和氏）参照。

（日本公認会計士協会研究員
甲斐幸子）

＊必須研修科目「監査の品質及び不正リスク対応」研修教材
教材コード　J030358
CPE 研修コード　3004
履修単位　1単位